(二)　政党等の開票立会人となるべき者の届出は、当該開票立会人となるべき者の住所、氏名及び生年月日を記載した文書でしなければならず、この場合においては、当該開票立会人となるべき者の承諾書を添えなければならないこととした。(第一一一条関係)

(三)　開票管理者は、代理投票、不在者投票及び在外投票については、これを受理するかどうかを決定しなければならないこととした。(第一一四条関係)

(四)　開票管理者は、投票を点検する場合においては、開票事務に従事する者二人に各別に憲法改正案に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数を計算させなければならないこととした。(第一一五条関係)

(五)　点字による投票で所定の用紙を用いないもの、賛成の文字又は反対の文字を自書しないもの、賛成の文字及び反対の文字をともに記載したもの等は、無効とすることとした。(第一一七条関係)

5　国民投票分会及び国民投票会(第五章関係)

(一)　都道府県の選挙管理委員会は、国民投票分会長に事故があり、又は国民投票分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、国民投票の投票権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならないこととした。(第一二三条第一項関係)

(二)　中央選挙管理会は、国民投票長に事故があり、又は国民投票長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、国民投票の投票権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならないこととした。(第一二九条第一項関係)

6　補則(第六章関係)

(一)　国民投票の一部無効、一部の繰延投票に係る所要の規定の整備を図ることとした。(第一三六条～第一三八条関係)

(二)　総務大臣は、各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内にある市町村の選挙管理委員会において要する国民投票に関する経費並びに不在者投票管理者において要する国民投票に関する経費で予算をもって定められたものを都道府県に交付し、都道府県は、当該都道府県の区域内に在る市町村及び不在者投票管理者において要する国民投票に関する経費として交付を受けた額を市町村及び不在者投票管理者に交付することとした。(第一三九条第一項関係)

7　この政令は、日本国憲法の改正手続に関する法律(平成一九年法律第五一号)の施行の日(平成二二年五月一八日)から施行することとした。

◇日本国憲法の改正手続に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第一三六号)(総務省)

一　銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正関係(第一条関係)

銃砲、刀剣類等を使用して、凶悪な罪で政令で定めるものを犯した者については、都道府県公安委員会は、猟銃の所持の許可をしてはならないこととされており、この罪に、日本国憲法の改正手続に関する法律(平成一九年法律第五一号)第一一四条及び第一一五条第一項(同項第三号を除く。)に規定する罪を追加することとした。

二　外務省組織令の一部改正関係(第二条関係)

日本国憲法改正の国民の承認に係る投票における在外投票の実施に関することを、外務省領事局政策課の所掌事務とすることとした。

三　この政令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の施行の日(平成二二年五月一八日)から施行することとした。

政　令

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年五月十四日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百三十四号

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、計量法(平成四年法律第五十一号)第二条第四項、第百五十八条第一項及び第百六十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(計量法施行令の一部改正)

第一条　計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ(1)中「及び隔測温度計並びに(2)に掲げるもの」を「、隔測温度計及びベックマン温度計」に改め、同号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同条第十号を次のように改める。

十　積算熱量計のうち、口径が四十ミリメートル以下のもの

第十七条第二項中「同表第八号イ」を「同表第八号」に改める。

第二十四条第一号中「別表第四第八号イ」を「別表第四第八号」に改める。

第二十六条第二号中「第二条第三号イ(1)及び(2)」を「第二条第三号イ(1)」に改め、同条中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号から第二十号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第四第三号イ中「及びベックマン温度計」を削り、同表第八号を次のように改める。

八　積算熱量計	都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関

別表第五中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とする。

(計量法関係手数料令の一部改正)

第二条　計量法関係手数料令(平成五年政令第三百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第二第三号中「(ロに掲げるものを除く。)」を削り、同号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同表第六号を次のように改める。

六　積算熱量計	千二百五十円

別表第三を次のように改める。

別表第三(第二条関係)

特定計量器	一個についての金額
ガラス製温度計(計ることができる最高の温度が二百度以下のものを除く。)	
イ　計ることができる温度が零下三十度以上三百度以下のもの	四百六十円
ロ　計ることができる温度が零下三十度以上三百六十度以下のもの	五百九十円